

保護者様

宇都宮市立一条中学校長 増山 孝之

冬休みの生活について

今年度の冬休みは12月24日(土)～1月9日(月)の16日間です。短い期間ですが、生徒にとっては、学校で学んだことをもとに、家庭や地域の中で生活しながら、楽しく健康な日々を過ごす有意義な期間であり、また年末年始は、良い習慣を育てる機会でもあります。しかし同時に、気の緩みなどから、思いがけない事故や問題が起きやすい時期でもあります。

また、未だ新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、この年末年始の過ごし方について、様々な立場から注意喚起が促されているところでもあります。

お子様が健康的で有意義な冬休みを過ごせるように、以下の点にご留意の上、ご家庭でもご指導・ご協力をお願いいたします。

1 冬休みの意義

- (1) 心身の休養をとり、健康の保持・増進を図り、進んで自主的な生活を送る態度を育成する。
- (2) 普段学校ではできない生活を経験することにより、個性の伸長を図る。
- (3) 各自の個性や興味に応じた研究を進め、自ら学ぶ態度を育成する。
- (4) 新しい年の目標を掲げ、自己実現のために学習に取り組む意欲を高める。

2 家庭生活について

- (1) 規則正しい生活をさせる。
- (2) 家族で話し合って目標や計画を立て、それに基づいた生活をさせる。
- (3) 礼儀や言葉づかいなどの社会性を身につけさせる。
- (4) 家族の一員としての自覚を高め、進んで家事の手伝いをさせる。
- (5) 外出するときは、目的・行先・同行する友人・帰宅時間などを伝えさせるようにし、日没も早い季節なので午後5時までに帰宅するよう約束させる。
(23時～4時までの子供の外出は補導対象。やむを得ない場合の外出は保護者同伴)

3 学習について

- (1) 計画を立てさせ、自主的に学習する習慣を身につけさせる。
- (2) 観察学習や研究、作品の制作など普段できないような学習にも取り組ませる。
- (3) 各教科の課題等を含め、計画的に学習できるようにする。
- (4) 読書の習慣を身につけさせる。

4 事故防止・問題行動の防止について

- (1) 問題行動・事件被害等の防止について

☞ 「飲酒・喫煙・薬物への興味、いじめ、暴行・傷害・恐喝・万引き・無免許運転…」等、問題行動や事件被害につながらないようにご指導ください。

- ☐ 友人宅への外泊はしない。子どもだけのクリスマスパーティや初詣は禁止。
- ☐ 外出する際の服装は、華美になりすぎない。
- ☐ 夜間の外出は、保護者が同伴する。
- ☐ ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング場などの遊技場には子どもだけでは行かせない。(午後6時以降の中学生の出入りは禁止)
- ☐ 火遊び・モデルガン遊び等、人や物を傷つける危険性のある行為について十分理解させる。

(2) 情報機器の利用に係るトラブルの防止について

- ☞ 情報の持つ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方についてご指導ください。
 - 使用方法や時間についての家庭でのルールをお子様と再確認する。
 - SNS 等に個人情報等を書き込まない。犯罪に巻き込まれる危険性についてご指導ください。
 - 他人への誹謗中傷なども絶対にしない。いじめの加害者となる可能性についてお話してください。

(3) 生命の安全を守る、事故等の防止について

- ☞ 交通ルール・マナーの遵守、交通事故の防止についてご指導ください。
 - 交通ルールを守ることの大切さや、自転車の乗り方等について十分話をしてください。
 - 県条例により、ヘルメット着用の努力義務化（4月～）自転車保険の加入の義務化（7月～）が施行されました。
- ☞ 声掛け事案・わいせつ行為などの被害防止についてご指導ください。
 - 外出時間・外出場所に十分気をつけ、危険回避のために適切な判断・行動ができるよう、ご家庭でもご確認ください。
 - お年玉など普段よりも高額のお金を扱う機会が多いことにより、トラブルに巻き込まれることのないようご指導ください。（紛失への注意、友人同士のお金・物の貸し借りの禁止などについてもご確認ください。）

(4) その他・・・次のような様子は心配な兆しであることもあります。お子様のことで、気になることがありましたら、遠慮なく学級担任までご連絡ください。

- ・友人の顔ぶれが変化する。
- ・帰宅時間が遅くなる。約束が守れなくなる。
- ・言葉遣いや服装が乱れる。イライラすることが多くなる。
- ・お小遣いの使い方が荒くなる。持ち物が変化する。家で食事をしなくなる。
- ・無意味に家族との会話を避ける。

5 その他

- (1) 部活動には積極的に参加させてください。
(規則正しい生活のリズムをつくることにもつながります。)
- (2) 冬休み期間中に、ご家庭やご近所で変わったことがありましたら、些細なことでも学校にお知らせください。
- (3) 緊急を要する場合は、速やかに警察への通報を行ってください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止に努めるよう、ご家庭でもご指導願います。
- (5) 12月28日（水）～1月5日（木）は学校業務休止期間となり、学校に職員は不在となります。
上記期間中の緊急連絡は「宇都宮市教育委員会の緊急連絡先」をお願いいたします。

※ 一条中学校	☎	633-0401	FAX	633-0438
※ 自動音声切り替え中の緊急連絡先（宇都宮市教育委員会）	☎	632-5115		
※ 花房交番	☎	635-5997		
※ 中央警察署	☎	623-0110		